榛東村議会議長 生 方 勇 二 榛 東 村 長 南 千 晴

榛東村代表監査委員 石 坂 郁 夫

例月現金出納検査の結果に関する報告について (提出)

地方自治法第235条の2第1項の規定により行つた令和5年度令和5年9月分の検査結果に関する報告を同条第3項の規定により別添のとおり提出します。

別記様式第7号-2

一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 学校給食事業特別会計 太陽光発電事業特別会計

▶ の例月現金出納検査

令和5年9月分

検	查 其	月 日	令和5年10月20日
検	查易	易所	本庁舎2階 201会議室
検	查	員	石坂 郁夫 · 三俣 実

1 実施した検査手続

検査の対象となった各会計、基金及び会計管理者保管の現金等の現金の出納事務 について、会計管理者から提出された資料と予算、現金、預貯金及び借入金の管理 状況は適正であるかに主眼を置き、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施 すべき検査手続を実施した。

2 検査の結果

- (1) 令和5年9月末日現在における収支月計表(兼現金出納簿)と例月出納検査表(歳入・歳出)に記載された金額は一致しており、計数上の誤りはないものと認められた。
- (2) 予算は、各会計ともおおむね適切に執行されているものと認められた。
- (3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出について、別表1の抽出により証拠書類と例 月出納検査表との照合をした結果、事務手続等に過誤のないことを確認した。
- (4) 会計管理者保管金は、保管金出納簿の金額と一致し、出納は適正に行われているものと認められた。
- (5) 検査期日(令和5年9月末日)現在の歳計現金等の残高を基金管理簿等と照合したところ、過誤のないことを確認した。

別表 1 令和 5 年度

会 計 名	区分	予算科目等	金額等		
一般会計	歳入	20款01項 基金繰入金	収入未済額 1,376,500,000円		
一般会計	歳出	06款01項 農業費	当月の支出額 126,685,401円		
一般会計	歳出	08款05項 都市計画費	当月の支出額 133,115,100円		

上水道事業会計の例月現金出納検査結果

令和5年9月分

検	査 期	日	令和5年10月20日			
検	査 場	所	本庁舎2階 201会議室			
検	査	員	石坂 郁夫 · 三俣 実			

1 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と 各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実 施した。

2 検査の結果

- (1) 現金預金突合資料 (令和5年9月末日現在) に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。
- (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。
- (3) 予算(収益的収入支出、資本的収入支出、たな卸資産購入限度額)の執行は、 適切に行われているものと認められた。

なお、執行状況は、次表のとおりである。

(単位:円・%)

区分		予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
15- 26- 66-	収入	321, 039, 000	21, 900, 538	134, 168, 481	41. 79
収益的	支 出	302, 852, 000	19, 305, 564	91, 487, 958	30. 21
Virt. L. I.I.	収入	298, 203, 000	0	153, 978, 000	51.64
資本的	支 出	450, 389, 000	352, 255, 744	374, 824, 646	83. 22
たな卸資産購入限度額		5, 001, 000	0	3, 708, 650	74. 16

- (4) 資金予算表における当月収支は132,839,548円の赤字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額は1,092,175,826円となっている。
- (5) 検査基準日(令和5年9月末日)現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高 証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。

下水道事業会計の例月現金出納検査結果

令和5年9月分

検	査 期	日	令和5年10月20日			
検	査 場	所	本庁舎2階 201会議室			
検	査	員	石坂 郁夫 · 三俣 実			

1 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、事業の管理者から提出された資料と 各金融機関の預貯金証書、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実 施した。

2 検査の結果

- (1) 現金預金突合資料 (令和5年9月末日現在) に記載されている金額と各金融機関の預貯金証書等を照合した結果、過誤のないことを確認した。
- (2) 試算表と資金予算表に記載された金額は、関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。
- (3) 公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算(収益的収入支出、資本的収入支出)の執行は、適切に行われているものと認められた。

なお、執行状況は、次表のとおりである。

公共下水道事業

(単位:円・%)

区	分	予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
	収入	264, 280, 000	62, 707, 691	84, 637, 764	32.03
収益的	支 出	203, 352, 000	9, 973, 497	22, 047, 930	10.84
次十五五	収入	337, 312, 000	76, 200, 000	119, 434, 000	35. 41
資本的	支 出	398, 240, 000	23, 428, 703	29, 319, 078	7. 36

農業集落排水事業

(単位:円・%)

区	分	予算現額	当月執行額	執行累計額	執行率
	収入	210, 198, 000	72, 076, 040	84, 076, 453	40.00
収益的	支 出	204, 530, 000	2, 677, 559	48, 872, 400	23.89
>>> 44 AA	収入	86, 919, 000	41, 240, 000	42, 480, 000	48.87
資本的	支 出	92, 587, 000	2, 703, 291	4, 728, 391	5. 11

- (4) 資金予算表における当月収支は102,037,203円の黒字で、繰越現金預金残高を加えた翌月への繰越額222,294,933円となっている。
- (5) 検査基準日(令和5年9月末日)現在の現金預金等の残高を各金融機関の残高証明書等と照合したところ、過誤のないことを確認した。